

1. 愛知県広域緑地計画の改訂にかかる基本的事項

1. 計画の目的

- ◆ 一の市町村の区域を越えた広域的観点から、県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、県内の市町村ごとに策定される「緑の基本計画」の指針となることを目的とします。

2. 計画改訂の背景

(1) 計画策定の経緯

- 平成 11 年「愛知県広域緑地計画」(目標年次：平成 22 年)
- 平成 23 年「愛知県広域緑地計画」改訂(目標年次：平成 32 年)

(2) 計画改訂の背景

下記の 4 つの背景により、広域緑地計画を改訂することが必要です。

① 社会情勢の変化や緑の変遷への対応

- ・都市の緑を取り巻く状況は、緑被の減少、ニーズの多様化、財政難、人材不足、維持管理費の増大など厳しい状況
- ・社会情勢の変化や緑の変遷の状況を踏まえた計画づくりが必要

② 新たなステージに向けた緑とオープンスペース施策への対応

- ・緑とオープンスペースの多機能性の再認識と、都市の特性に応じた緑とオープンスペースのポテンシャルの発揮が必要

③ 都市緑地法等の法改正による新たな制度への対応

- ・民間活力を最大限に活かして、公園の再生・活性化を推進することが求められている
- ・法改正に伴い新たな制度が創設されており、この制度に対応した緑の施策展開が望まれる

④ 生物多様性の保全への対応

- ・生物多様性の損失を止めるための取組を進めてきたが、継続的な取組が必要であるため、引き続き効果的な対応が求められている

3. 計画の期間・対象区域

◆ 計画の期間：

2019 年度(平成 31 年度)～2030 年度(平成 42 年度)

◆ 対象区域：

本県の都市計画区域及び準都市計画区域
(名古屋、尾張、豊田、知多、西三河、東三河の 38 市 12 町 1 村)



図 1：愛知県広域緑地計画の対象区域

4. 計画の位置づけ

- ◆ 緑に関わる法制度を踏まえながら、「緑の政策大綱」「社会資本整備重点計画」「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方」などの関連する国の計画等の趣旨を反映しつつ、関連する各種計画との整合、連携を図っていくものとします。

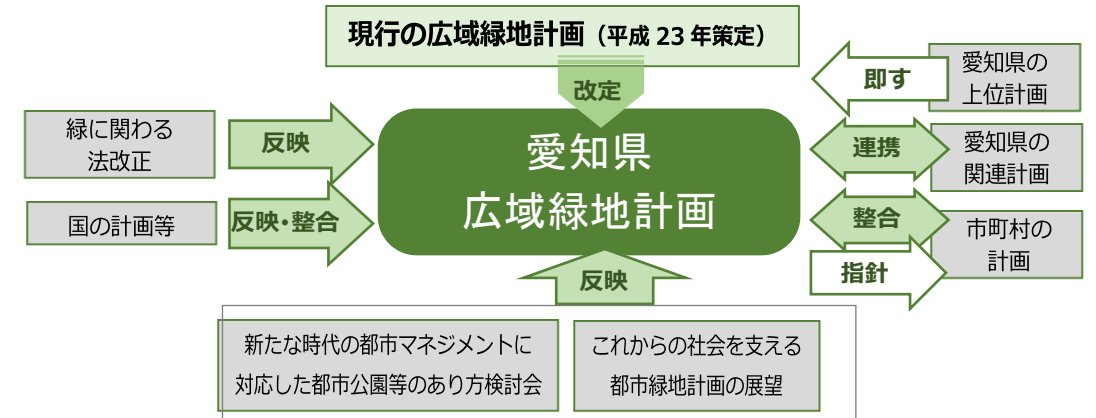


図 2：愛知県広域緑地計画と法令、国・県の計画等との関係

5. 計画策定の流れ

- ◆ 緑の変遷や社会情勢の変化等、本県の緑を取り巻く状況から、新たな時代に向けた本県の緑に関する課題を抽出・整理し、上位関連計画の内容を踏まえて、これからの本県の緑づくりについての計画の理念及び基本方針を設定します。
- ◆ 設定した計画の理念や基本方針に基づき、その実現につながる施策及びリーディングプロジェクトを設定します。

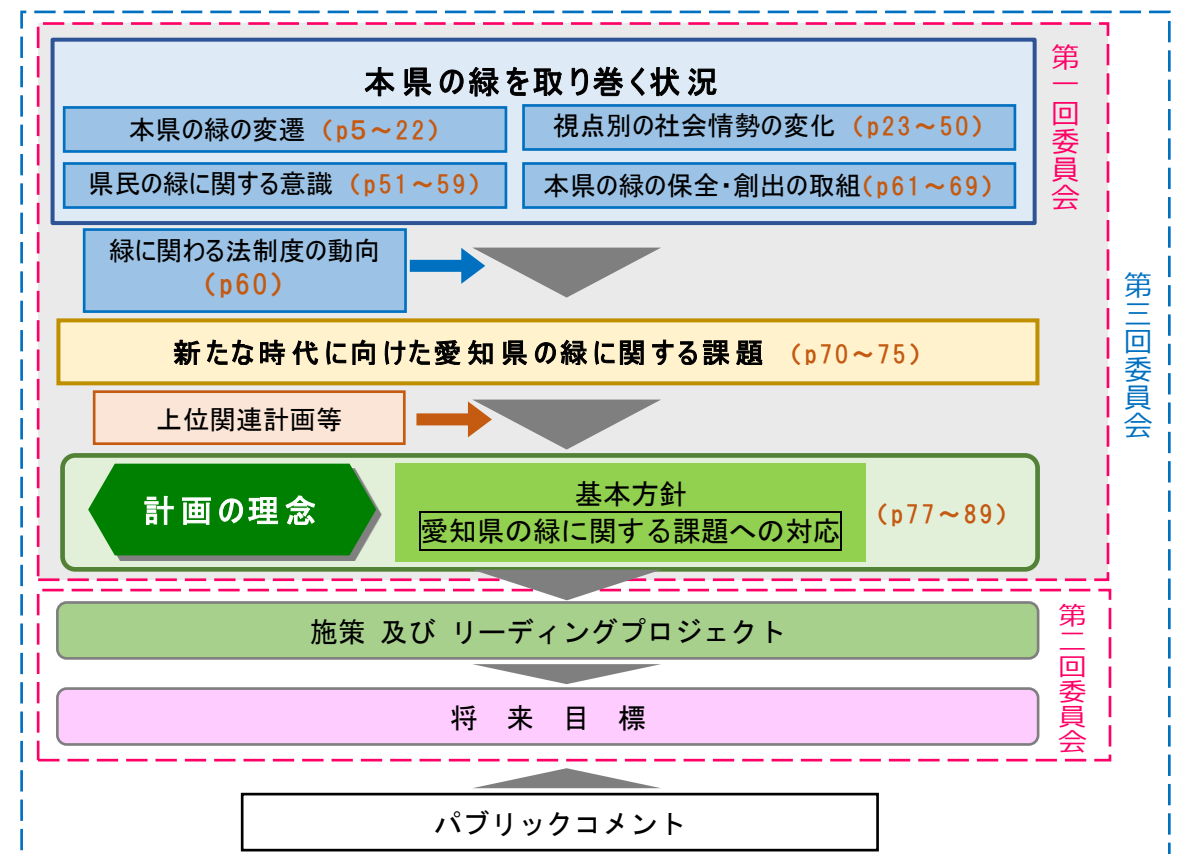


図 3：愛知県広域緑地計画の策定の流れ ※ページ番号は参考資料1のページ番号に該当

2. 本県の緑を取り巻く状況

1. 本県の緑の変遷 (p.5~22)

1-1. 県土の概要 (p.5~9)

(1) 地形の概要

- ◆ 木曾川、庄内川、矢作川及び豊川といった大河川をはじめ多くの河川があります。
- ◆ 西部は、木曾川によってつくられた全国2位の広さをもつ濃尾平野が広がっており、濃尾平野の東には、小牧台地と名古屋東部丘陵があり、知多半島まで丘陵から形成されています。
- ◆ 中央部は、矢作川下流一帯に西三河平野が開け、その東に木曾山脈へとつながる三河山地が形成されています。
- ◆ 東部は、三河山地南の豊川下流一帯に東三河平野が開け、そこから西に向かってのびる渥美半島が形成されています。

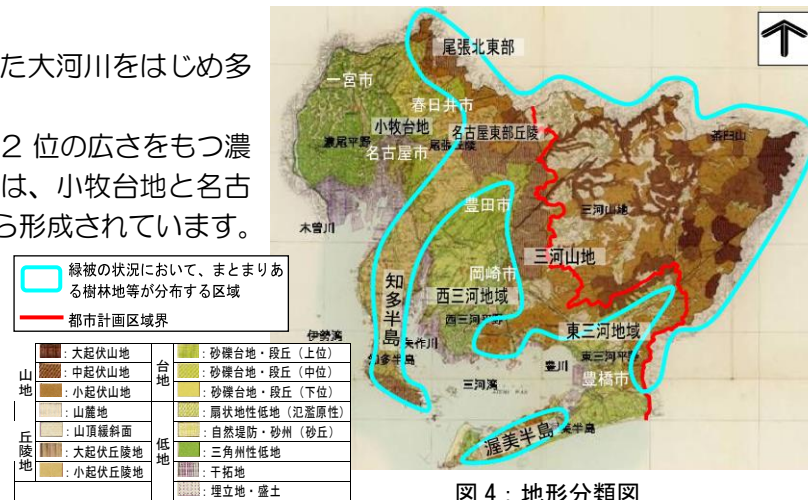


図4：地形分類図

(2) 植生の概要

- ◆ 平成28年の森林面積は、約21.9万haで県土の42.3%を占めており、本県の森林の94.7%が民有林となっています。
- ◆ 尾張北東部や名古屋東部丘陵、三河山地などの都市計画区域界周辺のいわゆる里山が位置する地域では、人工林とともに落葉広葉樹などの二次林が分布しています。

(3) 天然記念物の概況

- ◆ 国指定天然記念物が26種、県指定天然記念物が63種指定されています。
- ◆ 指定された中には八百富神社社叢や(蒲都市)、羽豆神社の社叢(南知多町)、津島神社のイチョウ(津島市)など社寺仏閣の風格を高めている緑も多く含まれています。

(4) 歴史・伝統文化と一体となった緑の概況

- ◆ 本県は、歴史公園の箇所数が21箇所都道府県別で第3位となっており、地域の歴史と合わせた緑の空間づくりも多く行われています。
- ◆ ユネスコ無形文化遺産に登録された「山・鉾・屋台行事」のうち、尾張津島天王祭の車楽舟行事が行われる津島市の天王川公園のほか、名古屋城、岡崎城などのように城址を都市公園として指定している例も多くみられます。
- ◆ 社寺仏閣が多く、都道府県別で第1位となっていることから、鎮守の森や社寺林は本県の緑の特徴の一つとなっています。

1-2. 緑被の概況 (p.10~11)

(1) 緑被の現況図

- ◆ 県東部の三河山地、名古屋東部丘陵、知多半島・渥美半島に樹林地が分布しているほか、市街地が形成されている周辺部には、水田や畑等の分布がみられます。
- ◆ 都市計画区域内の緑被合計面積は184,353haであり、緑被率は52.0%です。

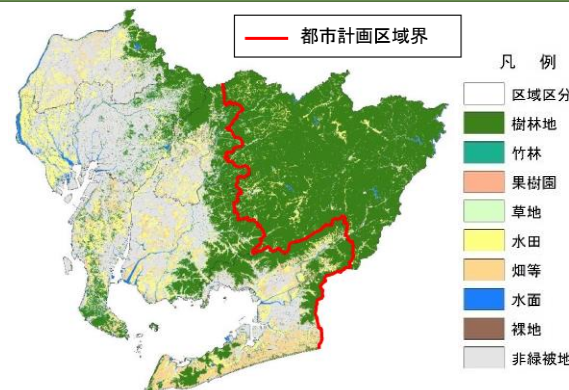


図5：平成28年の緑被の状況図

(2) 緑被率の推移

- ◆ 緑被率の推移は、都市計画区域内、市街化区域内ともに平成16年から、ほぼ一定の割合で減少を続けています。
- ◆ 都市計画区域内は、12年間で約3ポイント減少しています。
- ◆ 市街化区域内は、12年間で約7ポイント減少しており、都市計画区域内の減少割合より大きくなっています。

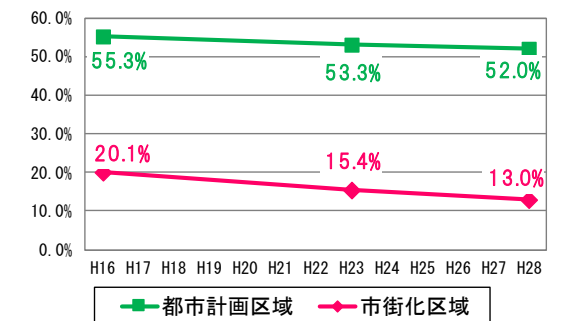


図6：緑被率の推移 (H16~H28)

※平成16年から平成28年にかけて、都市計画区域は4,788ha、市街化区域1,119ha増加しました。

1-3. 緑地の変遷 (p.12~22)

(1) 施設緑地の面積推移

- ◆ 都市公園の整備箇所数は4,695箇所、整備面積は5,715haであり、平成21年度末から404箇所、365.0ha増加しています。【表1】
- ◆ 都道府県別にみると、整備面積は第4位となっていますが、一人当たり都市公園面積は7.68㎡で第42位に留まっています。
- ◆ 公園種別でみると、総合公園の1人当たり面積が全国平均と比較して特に少なくなっています。【図7】
- ◆ 公共施設緑地(市町村が設置する児童遊園やグラウンドなど)の面積は、2,638haであり、増加しています。【表1】
- ◆ 民間施設緑地は、施設廃止等により減少しています。【表1】

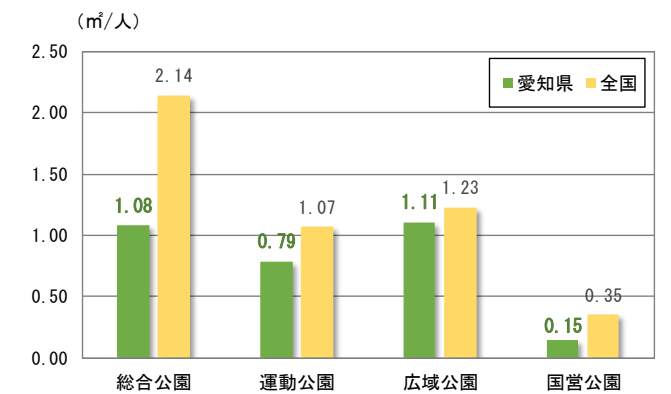


図7：公園種別の一人当たり面積 (抜粋)

表1：施設緑地の面積推移 (単位：ha)

種別	H21年度末	H28年度末	増減
都市公園	5,350	5,715	+ 365
公共施設緑地	2,597	2,638	+ 41
民間施設緑地	1,520	783	▲ 737
合計	9,467	9,136	▲ 331

注) 公共施設緑地や民間施設緑地の分類については、参考資料3を参照

(2) 地域制緑地の面積推移

- ◆ 特別緑地保全地区は、2地区増えたほか、区域の見直しなどにより合計で21ha増えています。【表2】
- ◆ 保安林は8年間で3,499ha増加していますが、これは、治山事業で整備された森林の指定等により増加しています。
- ◆ 地域森林計画対象民有林は、8年間で892ha減少していますが、都市計画区域内では増加しています。【表2】これは平成22年の岡崎市の都市計画区域の拡大によるものです。

表2：地域制緑地の面積推移 (主な地域制緑地を抜粋) (単位：ha)

種別	H20年度末		H28年度末		増減	
	都市計画区域内	都市計画区域外	都市計画区域内	都市計画区域外	都市計画区域内	都市計画区域外
特別緑地保全地区	193 (2市72地区)	193	214 (2市74地区)	214	+ 21	+ 21
風致地区	4,924 (7市44地区)	4,924	4,915 (7市44地区)	4,915	▲ 9	▲ 9
県立自然公園特別地域	16,013	5,676	16,023	5,683	+ 10	+ 7
自然環境保全地域	261	224	292	252	+ 31	+ 28
保安林	65,686	—	69,185	—	+ 3,499	—
地域森林計画対象民有林	207,110	68,469	206,218	70,242	▲ 892	+ 1,773

2. 本県の緑を取り巻く状況

2. 視点別の社会情勢の変化 (p.23~50)

2-1. 生物多様性保全や環境問題などについて (p.24~32)

- ◆ 「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」の具体的な施策として、「持続可能な都市」「国土強靱化の推進・防災」「生物多様性の保全」等が示されました。
- ◆ 本県における生物多様性の危機は依然深刻であり、今後さらなる努力と緊急で効果的な施策が必要です。また、生物多様性の保全は、生き物の生育環境の保全のみならず、県民の暮らしに密接に関連しています。【図8】
- ◆ 都市緑地法の改正により「農地」は「緑地」に含まれるものとして明確化され、良好な都市環境の形成における農地の役割を緑の基本計画に位置付けることとされました。
- ◆ 地球温暖化が進行し、災害の激甚化や安定的な水資源の確保、農業生産への悪影響が懸念されています。
- ◆ 都市部における地表面の被覆や水や緑の植生域の縮小などにより、ヒートアイランド現象が顕著化しています。
- ◆ 壁面緑化面積は都道府県別で第2位、屋上緑化は第3位となっており、全国と比較し積極的に進められています。【参考資料2】事例1を参照

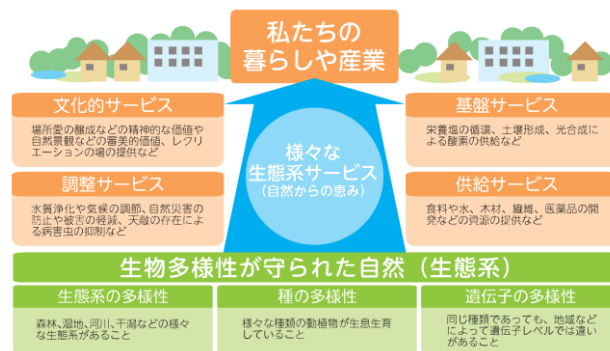


図8：生物多様性と暮らし・産業の関わり
出典：あいち生物多様性戦略 2020

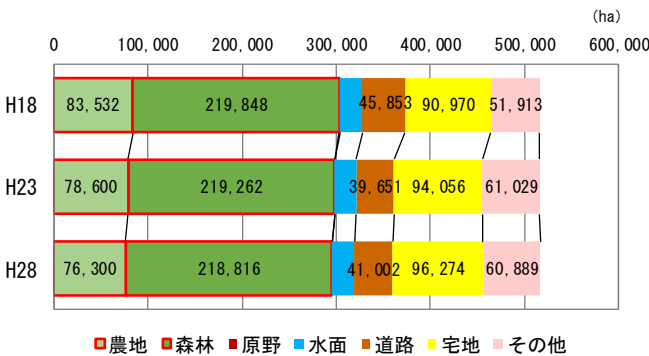


図9：農地・森林面積の推移
出典：土地に関する統計年報

2-2. 自然災害リスクや日常の安心などへの対応について (p.33~39)

- ◆ 南海トラフ地震の発生が高い確率で予想されているほか、気候変動等による風水害や高潮被害など災害リスクが高まっており、十分な対策が求められています。
- ◆ 広域防災活動拠点等となる公園緑地は8ヶ所であり、必要となる防災施設の整備が進められています。【表3】
- ◆ 地域コミュニティの弱体化により、地域防災力の脆弱性が增大しています。
- ◆ 公園内の施設の老朽化対策など、安全で安心な利用への対応が必要となっており、維持管理費と維持管理単価は、平成25年以降は増加しています。【図10】

表3：県営都市公園の地域防災計画での位置づけ

公園名(所在地)	公園種別	防災活動拠点	避難場所
大高緑地 (名古屋市緑区)	広域公園	広域、地域、地区	広域避難場所
熱田神宮公園一帯 (名古屋市熱田区)	地区公園	広域、地域、地区	広域避難場所
牧野ヶ池緑地 (名古屋市名東区、天白区)	広域公園	地域	広域避難場所
あいち健康の森公園 (大府市、東浦町)	広域公園	地域	—
新城総合公園(新城市)	広域公園	地域	一時避難場所
小幡緑地(名古屋市守山区)	広域公園	広域	広域避難場所
東三河ふるさと公園(豊川市)	広域公園	広域	広域避難場所
愛・地球博記念公園(長久手市)	広域公園	中核広域	—

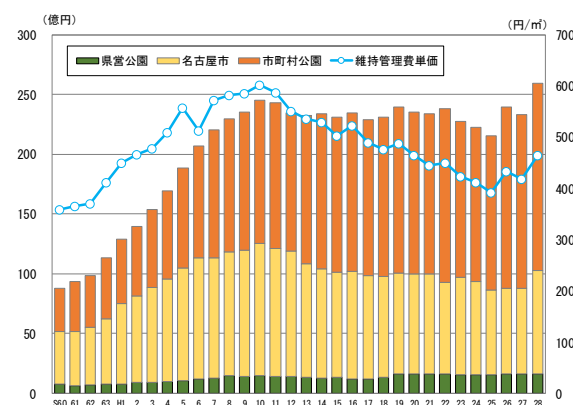


図10：都市公園維持管理費と維持管理費単価

2-3. 緑豊かな魅力ある都市の活性化などについて (p.40~43)

- ◆ 地域の活力向上等に向け、都市の緑やオープンスペースを地域の個性や資源として価値を高めていくためには、広域の連携を図っていくことも有効です。【参考資料2】事例2を参照
- ◆ 全国有数の農業県として、都市農地の保全・活用が期待されています。

2-4. 緑と関わる日常生活などについて (p.44~46)

- ◆ 自然を身近に感じながら生活をしていきたいと思っている県民が8割を超えるなど、都市住民の間で自然豊かな環境の中での生活を求める傾向が高まっています。【図11】
- ◆ 社会の成熟化に伴い、経済的な側面以外の質的な充足を求めるニーズが高まっており、QOL（生活の質）の向上等の考え方が広がりつつあります。
- ◆ 世代間・地域との交流の機会が減少し、地縁的なコミュニティ活動を志向しない世帯が増えるなど、地域に対する愛着の希薄化が進んでいます。

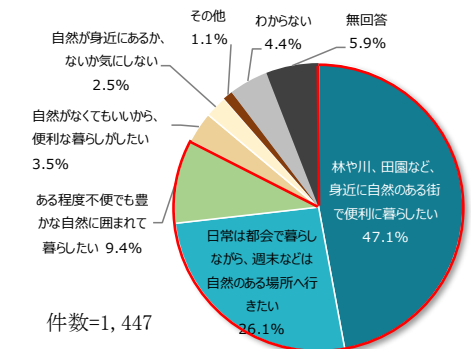


図11：自然との共生に対する考え方について
出典：平成28年度第2回県政世論調査

2-5. 都市の緑の有効な利用や運営などについて (p.47~50)

- ◆ 県営公園では11か所すべての公園で指定管理者制度を導入し、民間の事業者等による管理・運営が進められています。
- ◆ 県民協働により県内で様々な取組が進められています。【参考資料2】事例3を参照
- ◆ 県営公園のうち4公園において、魅力ある公園を目指し協議のための協議体が設置されており、イベント開催や管理運営面での課題解決にむけた改善提案・協議・実践などの取組が進められています。【表4】
- ◆ 民間の創意工夫を取り入れて公園の魅力向上を図るための制度である「設置管理許可制度」は、公園の状況等を勘案し、県内3ヶ所で導入しています。【表5】【参考資料2】事例4を参照
- ◆ 都市公園の一部整備までを含んだ「公募設置管理制度 (P-PFI 制度)」は、県内では名古屋市の久屋大通公園への導入が決定しています。【表5】【参考資料2】事例4を参照
- ◆ 都市公園のストック効果を高め、ポテンシャルを発揮することが求められています。

表4：県営公園内の多様な主体と協働している協議体一覧

県営公園名	協議体名	設立年月	団体数 ※1	年間開催数	活動概要
愛・地球博記念公園	公園マネジメント協議会	H21年3月	83	6回/年	愛知万博記念イベントの実施や平日利活用の促進プロジェクト、未活用場所での新規イベント実施など
牧野ヶ池緑地	牧野ヶ池緑地保全協議会	H24年4月	6	12回/年	自然観察会年8回、外来スライムの伐根調査年4回のほか、管理事務所と協働でイベント実施
大高緑地	大高緑地コレカラ談話会	H26年4月	13	4回/年	公園の魅力マップの作成やイベントの実施、イベントカレンダーの毎月発行など
小幡緑地	小幡緑地魅力向上委員会	H29年4月	20	4回/年	公園の魅力マップの作成やイベントカレンダーの毎月発行など

※1：牧野ヶ池緑地と大高緑地は、個人会員の数も含む（平成30年4月1日現在）

表5：県内の官民連携制度の活用状況

制度	場所	公園種別	事業者	開園年月
設置管理許可制度	大高緑地(ディノアドベンチャー名古屋)	愛知県 広域公園	(株)エヌエーオー	H28年7月
	新城総合公園(フォレストアドベンチャー・新城)	愛知県 広域公園	エパイス(株)	H30年3月
P-PFI	名城公園(トナリノ)	名古屋市 総合公園	アイ・アンド・シー・コーポレーション(株)	H29年4月
	久屋大通公園北エリア	名古屋市 総合公園	三井不動産(株)企業体	H32年(予定)

2. 本県の緑を取り巻く状況

3. 県民の緑に関する意識 (p.51~59)

- ◆ 住まい周辺の緑は、県民の約7割は緑が多いと感じていますが、10年前に比べた緑の量の変化は、「増えた」が3.1%に対し「減った」が36.6%と、圧倒的に減ったと感じている人が多くなっています。【図12】
- ◆ 住まいの近くで緑を増やしたい場所は「公園」が最も多くなっています。【図13】
- ◆ 県民の約6割が、県内の緑の荒廃や減少に危機感を持っており、約5割が今後の森や緑づくりへ関わりたいと感じています。(平成29年度第2回県政世論調査)
- ◆ 緑化の啓発活動に対して愛知県に望む取組としては、平成19年度、平成29年度の調査において「都市緑化フェアや緑化講演会などのイベントの開催」等の取組が必要だと考える人の割合が最も高く、イベント等の継続的な開催が求められているものと考えられます。【図14】
- ◆ 緑地の保全について愛知県に望む取組として「自然の緑を守るための環境教育」の実施が望まれています。(平成29年度第1回県政世論調査)
- ◆ 公園内に整備を望むサービス施設として、物販・飲食店の希望が高いなど、公園へのニーズが多様化していると推察されます。(平成26年度第2回県政世論調査)
- ◆ 県民の多くが、地震等の大規模災害が発生した際に公園が果たす役割は大きい、と感じています。【図15】

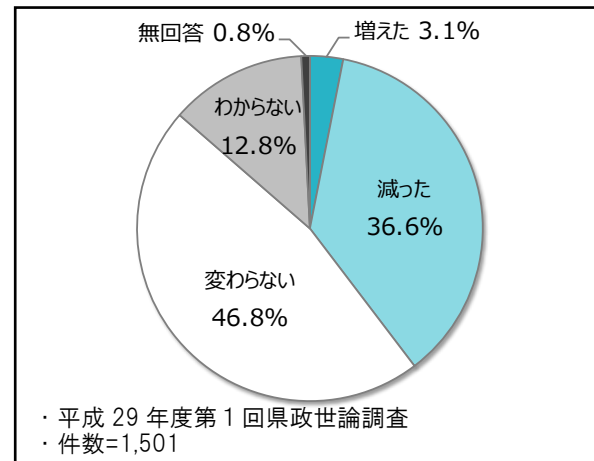


図12: 10年前と比較した住まい周辺の緑の量

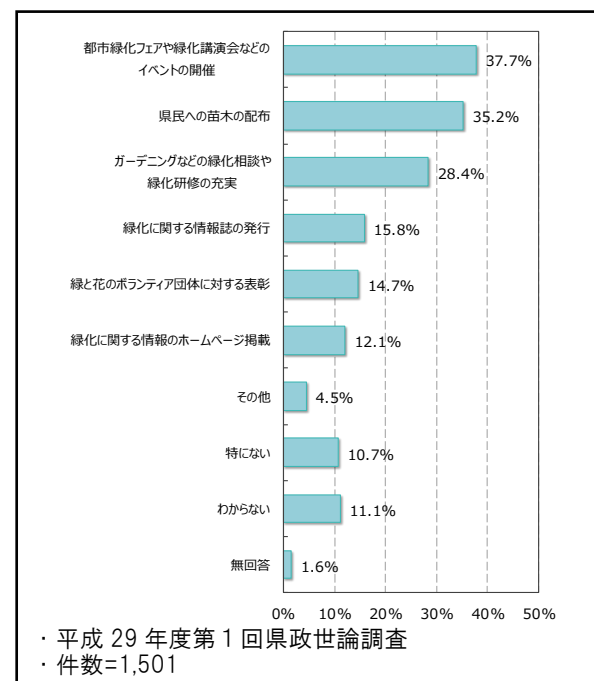


図14: 緑化の啓発活動について愛知県に望む取組

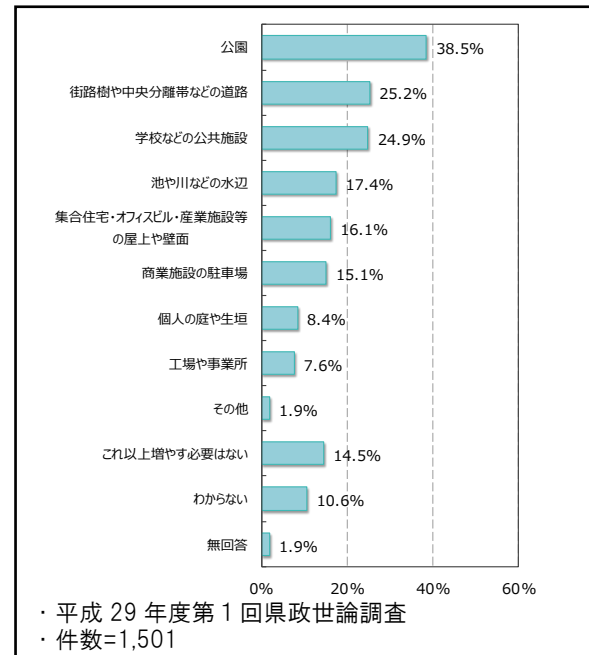


図13: 居住地周辺の緑を増やしたい場所について

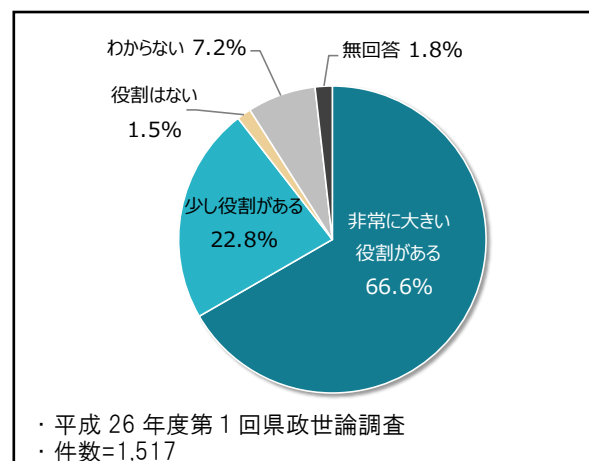


図15: 大規模災害が発生した時に公園が果たす役割について

4. 緑に関わる法制度の動向 (p.60)

- ◆ 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」において、今後は、緑とオープンスペースのポテンシャルを最大限発揮する、新たなステージへ移行すべきであり、その中で「ストック効果をより高める」「民との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」ことが重視すべきと示されています。
- ◆ 都市農地が「緑地」として明確に位置付けられ、それと連動して都市農業に関する法律が整えられるなど、今後の都市における緑関連の取組において、生産緑地や農地なども対象としていくことが必要であるとされています。

表6: 緑に関する主な法改正の概要

改正した法律	概要
都市公園法 (平成29年改正)	○公募設置管理制度(Park-PFI)の創設 ○公園の活性化に関する協議会の設置
都市緑地法 (平成29年改正)	○緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の拡充 ○市民緑地認定制度の創設
生産緑地法等 (平成29年改正)	○生産緑地地区の面積要件の引き下げ(500㎡以上⇒300㎡以上) ○田園住居地域の創設(都市計画法・建築基準法)

5. 本県の緑の保全・創出の取組 (p.61~69)

5-1. あいち森と緑づくり事業~都市緑化推進事業~ (p.62~63)

- ◆ 平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業(都市緑化推進事業)」により、約90haの都市の緑の保全や創出を行いました。
- ◆ 事業計画の2,049件に対し、9年間の実績は1,983件であり、進捗率は97%となっています。【図16】
- ◆ 平成28年度からは、「県内産花きを活用した県民参加のモデル事業」を実施し、県内産の花きを100%使った緑化活動を推進しています。

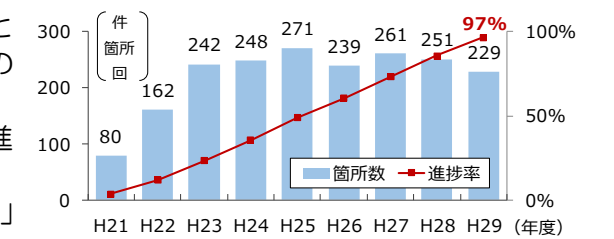


図16: 都市緑化推進事業の年度別事業実績

□都市緑化推進事業の例

【身近な緑づくり事業】

用地買収による緑地の保全(扶桑町)



【緑の街並み推進事業】

民有地緑化(名古屋市)



【緑の街並み推進事業】

企業がビオトープを整備し一般に開放(大府市)



□県内産花き活用事業の例

県内産花きを使用した駅前花壇(一宮市)



出典: あいち森と緑づくり事業評価報告書(平成30年5月)

5-2. その他制度の活用状況 (p.64~69)

- ◆ 緑化地域制度の指定面積は全国でトップなど、各種制度を活用した緑化や保全が進められています。

表7: 緑に関する制度の活用状況

制度など	活用状況
緑化地域制度	・名古屋市と豊田市が緑化地域を指定しており、面積は全国トップの30,454haが指定
市民緑地	・2市14か所(名古屋市12か所、豊明市2か所)が指定 ・現行計画策定後、平成25年4月に大将ヶ根市民緑地6,180㎡が指定
法律に基づく保存樹・保存樹林	・保存樹774本、保存樹林1件(約1.3ha)が指定
条例に基づく保存樹・保存樹林	・保存樹3,918本、保存樹林605件(約121ha)、生垣等23件(約1,242m)が指定
特別緑地保全地区	・2市74箇所(名古屋市73箇所、春日井市1箇所)が指定 ・現行計画策定後に、名古屋市において1地区新たに指定されているほか、名古屋城、熊野、八竜などが区域の拡大を行っており、平成23年度末から平成28年度末にかけて、指定面積は、8.7ha増加
緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)	・「公益財団法人名古屋市みどりの協会」が指定
緑地協定	・4市17件(名古屋市3箇所、岡崎市11件、春日井市1件、岩倉市2件)が指定

3. 新たな時代に向けた本県の緑に関する課題の整理

1. 本県の緑に関する課題を捉える5つの視点 (p.70)

- ◆ 現行計画では、「新しい時代における『みどり』の整備・保全・管理のあり方と総合的な施策の展開について(平成9年国土交通省)」を参考に、本県の緑を考える視点として「**環境**」「**安全**」「**活力**」「**生活**」の4つが設定されています。
- ◆ 新たな時代に向け、これからは、緑が持つ多様な機能を発揮させる必要があり、そのためには、様々な主体により緑を活かしていく取組が重要であるため、「**活用**」の視点を新たに加え、5つの視点で課題を整理しました。
- ◆ 「活用」の視点は、これまでの4つの視点と相互に連携する視点です。

【環境】

身近な生活環境や都市環境から地球規模の環境まで、人や動植物が生きている自然環境に関する視点

【安全】

地震や風水害などの自然災害への対応の他、事故や犯罪などに対する日常的な安心の確保に関する視点

【活力】

緑を軸とした人々の交流や賑わいづくり、地域資源の活用による魅力の創出、活性化などに関する視点

【生活】

人々の日常的な安全で健やかな生活環境づくりなど、緑による質の高い豊かな暮らしに関する視点

【活用】

緑が有する多様な機能を最大限に発揮させるための県民協働や官民連携などによる緑の活用に関する視点

2. 5つの視点から整理した緑の課題 (p.71~75)

3-1. 「環境」

① 生物多様性の保全対策のさらなる推進への対応

- ・生物多様性の保全は、国においても優先課題となっており、本県においてもその対策のさらなる推進が課題です。
- ・適正な管理・育成がされていないことにより、生態系の多様性が失われ、緑の質の低下の改善が求められます。

② ヒートアイランド現象への対応

- ・名古屋都心部を含む県西部においてヒートアイランド現象が顕著化していることから、これを緩和するための緑のまちづくりの取組を進展させることが課題です。

③ 緑被地面積減少への対応

- ・今ある緑を保全するとともに、限りあるオープンスペースの活用等、緑被地面積の減少に歯止めをかけることが必要です。

3-2. 「安全」

① 南海トラフ地震等への早急な防災対策への対応

- ・都市公園における災害発生時の防災活動拠点や避難地などとしての機能整備など、早急で十分な対策が急務です。

② 緑が有する防災・減災の機能向上への対応

- ・今後も引き続き、防災・減災に資する公園などの施設の充実を図り、機能を向上させることが必要です。
- ・農地も含めた都市の緑のオープンスペースの減災機能の向上について検討していくことが必要です。

③ 都市公園のストック効果を高めるための適正な維持管理への対応

- ・厳しい財政状況の中で、都市公園のストック効果を高めるために、計画的な維持管理、運営が必要です。

3-3. 「活力」

① 地域の特徴を活かした緑のストックの保全と創出への対応

- ・緑の価値をさらに高め、地域を活性化させる資源として有効に活用することが必要です。

② 農業県の特徴を活かした花と緑のまちづくりの推進への対応

- ・「花の王国あいち」の取組をさらに発展させていくため、花と緑のまちづくりの継続的な推進が必要です。

③ 緑地としての農地の保全についての対応

- ・都市部における農地の多様な機能の評価が高まっている中で、農地の保全対策が必要です。

④ 交流活動の場としての公園の利用への対応

- ・増加傾向にある公園管理者以外のイベントの開催の継続など、交流活動の場としての公園の柔軟な利用への対応が必要です。

3-4. 「生活」

① 質・量ともに充実した都市公園の整備促進への対応

- ・不足している都市公園の整備を積極的に進めるとともに、利用者ニーズに応じた質の高い公園づくりが必要です。

② 集約型都市構造の形成と連携した都市の緑とオープンスペースの創出への対応

- ・緑やオープンスペースが持つ多機能性に着眼し、都市空間の再編において緑の新たな役割を検討することが必要です。

③ 地域コミュニティの弱体化や世代間・地域間の交流の減少への対応

- ・都市部でも地方においても同様に地域コミュニティの弱体化の現象が進んでおり、世代間・地域間の交流の減少への対応や、地域に対する愛着の醸成が必要です。

3-5. 「活用」

① 民間活力の導入による公園施設等の整備や管理運営などの推進への対応

- ・公募設置管理制度(Park-PFI)などの新たな制度や、市民緑地認定制度などを活用し、官民連携による都市公園等の整備や維持管理・運営を積極的に進めることが必要です。

② 多様な主体による連携・協働の取組の拡大への対応

- ・様々な事業者や市民活動グループによるイベント開催や植栽管理、清掃など活発なボランティア活動を今後も継続していくための対応が必要です。

③ 緑に関する既存ストックの活用への対応

- ・これまでに整備された緑の既存ストックを地域特性などに応じて、有効に活用する取組が必要です。

4. 計画の理念 (案) (p.77・79)

- すべての県民が暮らしやすく災害に強い安全で安心なまちづくり、各地域の個性を活かした魅力的なまちづくりを実践するためには、緑は欠かせない役割を担っています。そしてその緑は、**本来の多機能性を十分に発揮できるよう健全な状態**であることが大前提となります。
- これからは、緑の「量」を確保するだけでなく、生物多様性への配慮や、**健全な育成により緑の「質」を高めていく**ことが求められています。
- 本県の緑の骨格は、北東部の山地やこれに連なる丘陵地の緑、木曾川、庄内川、矢作川、豊川などの大河川とこれらの周辺に広がる平野部の農地、さらに三河湾を包み込むように伸びる半島の丘陵地の緑からなり、「**山から海まで**」の多様で豊かな緑を有しており、この緑は、県民の暮らしを支える重要な基盤となっていると同時に、生態系ネットワークを形成する重要な要素となっています。
- **代表的な緑のストックである都市公園**は、県民にとって身近な休養・休息の場であるだけでなく、スポーツ・レジャーを楽しみ、各種の教養・文化活動を通じて**地域のコミュニティを醸成する場**として、子育てや高齢者の健康増進にも大いに役立ち、災害発生時には避難場所や防災拠点としての活用が期待されています。
- また、**県民や民間事業者などとの連携を充実させて、良好な緑を「活用」し、魅力的なまちづくりを進めていく視点も重要**になってきます。
- そこで、本県の恵まれた自然を生かしながら、都市の良好な生活環境（「**豊かな**」）の維持や防災機能の向上等に重要な役割を果たし（「**暮らしを支え**」）、また日々の生活に潤い・活力と質の向上をもたらす（「**彩る**」）**あいちの緑づくり**を進めます。

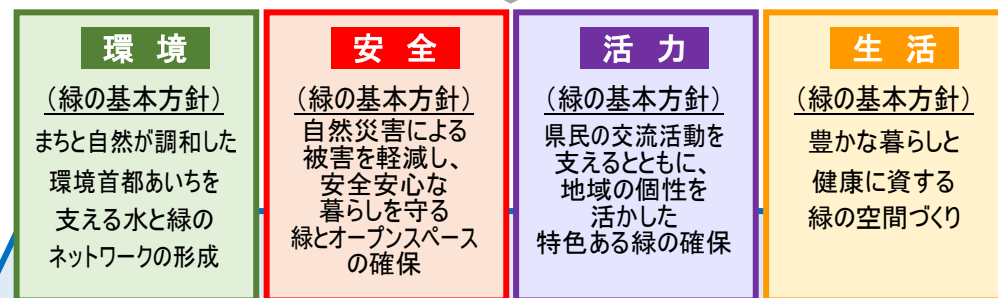
(計画の理念)

『豊かな暮らしを支え、彩る、あいちの緑』

～緑の質を高め 緑の多様な機能を発揮～

(新たな時代に向けた あいちの緑づくりの方針)

5つの視点の前提となる 健全で良質なあいちの緑



活用 (緑の基本方針) 多様な主体との連携と、多様な手法による緑のマネジメントの推進

5. 緑の基本方針 (案) (p.80～89)

視点	緑の基本方針 緑づくりの方針
環境	<p>まちと自然が調和した環境首都あいちを支える水と緑のネットワークの形成</p> <p>① 骨格的な緑地とまちなかの緑をつなぐ水と緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨格的な緑地については、地域の実状に合わせた法規制による保全が有効であり、市町村の「緑の基本計画」への位置づけが望まれます。 まちなかの緑は、生物多様性に配慮し生態系ネットワークに位置付けられる都市公園の整備のほか、社寺林の保全、保存樹林の保全、企業の敷地内の緑化、商業施設の屋上緑化など、民有地の小さな緑を保全、創出し、骨格的な緑地とつながる水と緑のネットワークの形成に努めます。 <p>② 公園などの都市の緑の保全・創出における生物多様性への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性戦略2020に基づき、さまざまな場所において分野横断的に生物多様性の保全に配慮した取組を推進します。 市町村の「緑の基本計画」に生物多様性の保全についての取組を記載することが望まれます。 <p>③ 快適な都市環境を創出する緑の保全と創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地の確保、民有地緑化などによる、まちなかの緑の保全と創出を図っていくとともに、都市公園や河川、道路などの公共施設の緑が有する機能を十分発揮できるよう適正な維持管理を行い、緑の質の向上に努め、快適な都市環境の創出を目指します。 <p>④ 県民の都市緑化や環境問題への意識向上を図るための普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑化に関するイベントや環境学習を通じた普及啓発を実施し、県民の環境意識の向上や自発的な環境保全活動の取組を今後も支援していきます。
安全	<p>自然災害による被害を軽減し、安全安心な暮らしを守る緑とオープンスペースの確保</p> <p>① 南海トラフ地震等の発災時に活動拠点や避難地となる公園緑地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後予想される地震災害に備え、都市公園の防災機能をより一層強化していくとともに、地域防災計画に位置付けられた防災活動拠点や避難地に指定されている都市公園では、必要な施設を順次整備し、防災機能をより一層高め、耐災害性の向上を目指します。 <p>② 災害時の避難・延焼遮断空間となる身近な公園緑地の整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保するため、市街化区域内の身近な公園緑地の整備を推進します。 地域コミュニティの活動の拠点・市民参画の場として、地域防災力の向上を図ります。 <p>③ 風水害による被害を軽減する緑の保全・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林での水源かん養機能の向上や市街地及びその周辺の丘陵地や崖地等における土砂災害防止など、生態系を有する防災・減災機能を積極的に活用して風水害による被害を軽減するため、防災・減災に資する緑の保全と確保に努めます。 都市にあるべきものとして、緑地に位置付けられることとなった、農地は雨水貯留機能、避難場所など防災面での役割が期待されており、今後、市町村において、農地の減災機能にも着目していくことが望まれます。 <p>④ 公園施設の計画的な維持管理と老朽化施設の計画的な更新</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点的・効率的な維持管理や更新投資を行っていくため、公園施設の長寿命化に向けた計画的な維持管理や更新を推進します。
活力	<p>県民の交流活動を支えるとともに、地域の個性を活かした特色ある緑の確保</p> <p>① 歴史・文化資源となる地域が誇る代表的な緑の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史・文化資源となる特色ある緑の保全や歴史公園等の観光資源の保全に努めるとともに、その価値をより一層高め、地域の経済や活力を牽引する重要な資源として活用を図っていきます。 <p>② 花の王国あいちにふさわしい花と緑のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 花育の取組の推進や、花壇づくりや植樹等の身近な緑づくりを支援するなど、「花の王国あいち」にふさわしい花と緑のまちづくりを推進します。 <p>③ 交流の場となる都市公園や市民農園などの緑の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 県営都市公園において県民の交流の場を創出するような運営に努めるほか、地域コミュニティの醸成を促し、地域のつながりを構築できるよう、身近な公園・緑地の整備を促進します。 都市農地を地域住民の多彩な交流・ふれあいの場として活用していくほか、市民農園の整備を推進します。
生活	<p>豊かな暮らしと健康に資する緑の空間づくり</p> <p>① QOL(生活の質)の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な公園・緑地が県民にとって居心地が良く、より愛着が湧くような空間となるように施設整備や維持管理等に努めます。 人々と緑の関わり合いを深めることに配慮しつつ、多様な価値観やライフスタイルに根ざした緑づくりを推進します。 各種制度を積極的に活用し促進するとともに、民有地緑化の普及啓発活動を推進します。 <p>② 集約型都市構造と連携した緑とオープンスペースの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康でより暮らしやすい県土づくりを進めていくため、集約型都市構造の形成と連携し、緑とオープンスペースによる都市の再構築を推進します。 地域の特性に応じた戦略的な都市公園のストック再編を行うなど、都市づくりと連携した取り組みを推進します。
活用	<p>多様な主体との連携と、多様な手法による緑のマネジメントの推進</p> <p>① まちづくりと一体となった緑の既存ストックの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市づくりと連携した既存の緑のストック再編やリニューアル等の検討を進めるとともに、県民などの多様な主体と連携した維持管理や活用を図っていきます。 <p>② 公園・緑地のさらなる魅力やポテンシャルを引き出し、より柔軟に使いこなすためのプランニングとマネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県営公園全体の基本方針を示すことで、公園の魅力を高め、より柔軟に使いこなすため、パークマネジメントプランの策定をさらに推進します。 民間のノウハウを活かしたレクリエーション施設や飲食施設などの公園施設の整備を検討します。 都市公園等の多様な機能に着眼し、観光振興をはじめ、文化振興、景観形成のほか、子育て支援などに資する公園や緑地の整備、管理、運営に努めます。 <p>③ 多様な主体との連携・協働の取組の継続と発展</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの緑のまちづくりの取組を継続し、県民やNPOなどの各種団体、民間事業者、行政などのあらゆる主体が連携・協働して、緑の保全や活用の取組ができるように各種制度の活用を促進していきます。 緑に関する情報提供やイベントの開催など、緑に対する県民の意識向上のための取組も推進します。